

平成 18(2006)年 6 月 21 日

独立行政法人 都市再生機構

浦安マリナイースト 21 潮音の街シンドラエレベータ(株)製エレベーターの不具合に係る同社に対する申し入れについて

浦安マリナイースト 21 潮音の街 7 号棟のシンドラエレベータ(株)製エレベーターにおいて発生した不具合について、昨日、当機構本社において、同社代表取締役ケン・スミス氏から謝罪と口頭報告を受け、併せて当機構から文書をもって申し入れを行いましたので、お知らせいたします。

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 住宅経営部 電気通信チーム
(電話) 045-650-0619
本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構



801-21

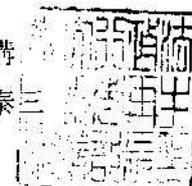
810-5

平18.6.20

シンドラエレベータ株式会社
代表取締役 ケン・スミス 様

独立行政法人都市再生機構

住宅経営部長 奥野 泰三



申し入れ書

「浦安マリナイースト潮音の街7号棟」のエレベーター事故発生については、当機構として極めて遺憾であり、千葉地域支社から具体的な措置について申し入れがなされておりますが、当該エレベーター事故は、扉が開いたまま上昇し、指定階を通過した上で、最上階の床から大幅な段差を生じて停止したものであり、貴社においては事態の重大さを十分に認識し、当該事故の原因に関する報告を文書で速やかに行うとともに、下記についても誠実に対応されるよう強く申し入れます。

記

- 1 当機構の住宅及び施設は、居住者の日常生活を支える基盤であることから、貴社としてその重要性を理解の上、緊急点検を最優先に実施し、引き続き正常運行の確保に万全を期すること。
- 2 事故発生した場合、居住者からの事情聴取を含め、事故状況の正確な把握を行った上で、原因究明と再発防止を徹底的に行うとともに、当機構に逐一迅速かつ正確に文書にて報告すること。
- 3 浦安マリナイースト潮音の街7号棟及び8号棟のエレベーターに欠陥があったことを踏まえ、当機構賃貸住宅の貴社のすべてのエレベーターについて、欠陥の有無に関する情報を早急に文書にて報告すること。
- 4 保守点検業務に際しては、昇降機保守管理契約に基づき適正に実施することとし、あわせて居住者との関係を良好に保つこと。
- 5 貴社に起因する原因で発生した事故に関し必要となった安全確保のための費用は、貴社が負担すること。

以上